

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例（平成21年10月13日京都市条例第20号）（文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課）

京都市伏見青少年活動センターの位置を変更するとともに、施設の使用料を定める必要があるため、次のとおり京都市青少年活動センター条例の一部を改正することとしました。

1 京都市伏見青少年活動センターの位置の変更

変更前の位置 京都市伏見区御駕籠町91番

変更後の位置 京都市伏見区鷹匠町39番地の2

2 京都市伏見青少年活動センターの使用料

使用料改定前

区 分		単 位	使 用 料	
			青少年等	その他のもの
京 都 市 伏 見 青 少 年 活 動 セ ン タ ー	小会議室A及び小会議室B	1室につき1時間	円 200	円 400
	和室		600	1,200
	料理室		800	1,600
	スポーツルームA及びスポーツルームB		800	1,600

使用料改定後

区 分		単 位	使 用 料	
			青少年等	その他のもの
京 都 市 伏 見 青 少 年 活 動 セ ン タ ー	中会議室A及び中会議室B	1室につき1時間	円 400	円 800
	小会議室A及び小会議室B		200	400
	和室		600	1,200
	レッスンスタジオ		400	800
	料理室		600	1,200
	スポーツルームA		800	1,600
スポーツルームB及びスポーツルームC	400	800		

備考 「青少年等」とは、次に掲げるものとします。

- (1) 本市の区域内に住所を有し、当該区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務し、又は当該区域内に存する学校に在学する者で13歳以上31歳未満のもの（使用しようとする日の属する年度中に13歳に達する者を含む。）
- (2) 本市の区域内を主たる活動場所とする青少年の団体
- (3) 青少年活動を支援する活動を行うもの

この条例は、市規則で定める日から施行することとしましたが、使用の許可の申請やその他京都市伏見青少年活動センターの施設を供用するために必要な手続は、この条例の公布の日から行うことができます。

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年10月13日

京都市長 門川 大作

京都市条例第20号

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例

京都市青少年活動センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市伏見青少年活動センターの項中「京都市伏見区御駕籠町91番地」を「京都市伏見区鷹匠町39番地の2」に改める。

別表第2京都市伏見青少年活動センターの項を次のように改める。

京都市伏見青少年活動センター	中会議室A及び中会議室B	1室につき1時間	400	800
	小会議室A及び小会議室B		200	400
	和室		600	1,200
	レッスンスタジオ		400	800
	料理室		600	1,200
	スポーツルームA		800	1,600
	スポーツルームB及びスポーツルームC		400	800

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他京都市伏見青少年活動センターの施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課)